特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務 【令和4年9月30日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和7年3月4日

[令和6年10月 様式2]

適用した理由

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務						
①事務の名称	主民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務						
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により様々な困難に直面している住民税 非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付するもの。						
● 〒1万 ♥ 1 州 安	特定個人情報ファイルは、支給要件の判定及び支給に関する事務	で利用する。					
③システムの名称	中間サーバー、住民情報システム、団体内統合宛名システム						
2. 特定個人情報ファイル	名						
住民税非課税世帯等に対する	る臨時特別給付金受給者情報ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第135項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の)登録等に関する法律第10条					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>	3					
②法令上の根拠	情報連携(照会) ·番号法第19条第8項						
5. 評価実施機関における	5担当部 署						
①部署	福祉部 福祉総務課						
②所属長の役職名	福祉総務課長						
6. 他の評価実施機関							
なし							
7. 特定個人情報の開示・	·訂正·利用停止請求						
請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	弘前市役所 福祉部 福祉総務課 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-7037 FAX 0172-32-1166						
9. 規則第9条第2項の適	in the second se	[]適用した					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]		満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	6年11月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
		令和	6年11月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 施機関については、それ] ごでれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で	び全項目評価書		
されている。						
2. 特定個人情報の入手(付	情報提供ネットワーク	システムを通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	శ్]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[()]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。) [(]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [()]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [O]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
判断の根拠						

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[]内部監査 []外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ಿ ವ		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評	価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	データファイルにバスワードを記	設定し、アクセス権限の管理を行っている。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明